

令和2年7月

関係各位

特定非営利活動法人
日本エアースポーツガン協会

競技用エアースポーツガン「公式認定競技銃」を使用した 競技会等における運用に関するガイドライン

【はじめに】

■目的

日本エアースポーツガン協会では、法人としての目的を定款上で以下に定めています。

「この法人は、広く青少年をはじめとする一般市民に対し、エアガンによるスポーツ射撃の健全な発展と普及を目指し、大会等の開催、資格の認定及び関連団体との連携等を行い、スポーツ射撃の安全啓発と青少年の健全育成に寄与することを目的とする。」

各位におかれましては、当協会の理念、目的をご理解いただいた上で、競技会の運用、青少年の健全育成へのご協力を賜れば幸いです。

【安全な運用】

■ルール、マナーの周知徹底

競技用エアースポーツガン「公式認定競技銃」を使用するにあたり、ルール、マナーの周知徹底を、主催者の責任をもって必ず行ってください。特に重要なのは、銃口の管理です。いかなる場合であっても、銃口を標的以外の人などに向けることは、スポーツ射撃競技として絶対に許されません。また、持ち運びの際には安全装置を掛けてケース等に入れる等、最も安全な状態での運搬を行ってください。青少年に使用させる際には特に留意し、保護者、指導者が銃の管理においても責任を持って行うことが必要です。

■安全の確保

スポーツ射撃競技会（練習会、体験会）等を行うにあたっては、射場やその周辺の安全を確保しなけ

ればなりません。例えば、標的の近くを人が往来できるようなレイアウトや、弾が標的から外れた場合に激しく跳弾するような場所では競技会等は実施できません。撃つ方向、標的の位置、跳弾対策、選手や運営スタッフの動線等に留意し、射場の安全確保に努めてください。

■安全射撃指導員

安全射撃指導員資格は射撃の技術を指導するものではなく、安全面、ルール、マナーを周知徹底するための指導員資格です。競技会等を運営する際には、この安全射撃指導員の立ち合いが必要です。勿論、安全射撃指導員は、青少年だけでなく成人に対しても、危険行為等が発生した場合の厳格な指導が求められます。

■事故等の発生に備えて

安全射撃指導員は、競技会等で事件・事故が発生しないよう、最大限の注意をしなければなりません。しかし、どんなに指導員が注意をしても、事件・事故を100%無くせるものではありませんので、万一に備えた対応が必要です。そのイベントの内容に応じて、スポーツ保険の事前加入、参加者に対して承諾書の提出を求める等、また、不特定多数の方が参加される体験会等では、主催者が責任を負えるものではなく、自己の責任であることを事前に明示することが望ましいと考えられます。

【青少年（18歳未満）の競技銃使用について】

■青少年が銃を使用するにあたって

社会通念上、玩具銃であるいわゆる「エアガン」は、ほとんどの都道府県で、青少年の購入・所持が認められていません（一定以上の威力があるもの）。

競技専用エアスポーツガン「公式認定競技銃」は、スポーツ射撃専用が開発された競技銃であり、一般的な「エアガン」とは使用目的が全く異なります。あくまで標的射撃を行うためのスポーツ用具であり、特に青少年に対してはその使用目的と、安全に対する指導を厳格に行ってください。

■青少年の競技銃使用における正当性

オリンピック正式種目のライフル射撃競技等は、所持許可の取得や器具が非常に高価であることから、すぐに誰でも始められる手軽な競技とは言えません。しかし、公式認定競技銃においては、所持許可等必要なく環境さえ整えば本格的な射撃競技が始められます。また、これらのエアスポーツガンを使用した競技から、もっと本格的な射撃へと進んだ方も多数おり、射撃競技における初期教育としても競技専用エアスポーツガンは有用性が高いと考えております。しかし、これを青少年に競技銃を使用させる正当な理由とするためには、当協会の目的でもあります青少年の健全育成に寄与することを念

頭に、青少年に対して目的、ルール・マナー、運用の指導を厳格に行い、社会的理解を得ることが不可欠です。

■都道府県条例について

青少年（18歳未満）が競技用エアースポーツガンを使用するにあっては、各都道府県の青少年健全育成条例により、有害がん具として青少年の使用が認められていない場合があります。開催場所の条例状況について、事前に確認をしてください。

また近年、多くの都道府県が条件下のもとで、青少年の競技銃使用を正当な理由としての解釈が広がっています。詳細な条件については各都道府県で異なる部分もあるので、競技会等の開催を計画する際にはお問い合わせください。

■青少年に対する安全射撃指導員の位置づけ

上記の青少年に競技銃を使用させる際の条件として、日本エアースポーツガン協会認定する「安全射撃指導員」の指導、立ち合いが必要です。

現在、青少年の競技銃使用が認められるための条件の一つが、「安全射撃指導員」による指導です。安全射撃指導員は、射場の安全な運用、ルール・マナーの周知徹底、公式認定競技銃の管理を厳格に行ってください。特に、青少年に対しては、使用方法を誤った場合「公式認定競技銃」がスポーツ用具ではなく「危険な有害がん具」になってしまう、という認識を持たせることが必要です。

【おわりに】

■社会的理解を得るために

スポーツ射撃競技は、歴史的にもヨーロッパでは非常に人気も高く、スポーツ競技としての社会的認識はもちろん、その競技レベルにおいても非常に高いものがあります。また近年では、アジアの競技レベルも非常に高くなっております。

一方、日本国内ではスポーツとしての射撃競技は、まだ認知が足りていないように思います。日本エアースポーツガン協会では、公式認定競技銃による競技会、体験会を通じてより多くの方にスポーツ射撃を知ってもらいたいと考えております。

また、スポーツ射撃競技は、他のスポーツ競技に比べて高齢の方も参加できる競技であり、所持許可の必要ない競技用エアースポーツガンによる射撃競技は、生涯スポーツとしての一面もあります。老若男女が健全に楽しめるスポーツ競技として普及を進めるとともに、将来を担う青少年の健全育成に寄与し、より一層社会のご理解を得られるよう邁進いたします。

関係各位におかれましては、当協会の理念・目的をご理解いただき、スポーツ射撃の健全な普及にお力添えいただけますよう、何卒宜しくお願い致します。